以下「特定接続」という。）の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項（イからハまでに掲げるものにあつては、前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。）

［イ～ハ　略］

［削る］

［削る］

［一の三～十二　略］

［3　略］

（攻撃先設備探査の範囲）

第四十条の八の二　法第百十六条の二第一項第一号ロの総務省令で定める電気通信の送信は、調査研究その他の正当な理由によることなく、インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号により特定された送信先に対し、当該電気通信設備の稼働状況を確認するために行われる電気通信の送信であつて、当該送信に後続する通信の疎通を目的としないものをいう。

第四十条の八の三～第四十条の八の六　［略］

（廃止の届出）

第四十条の八の七　［略］

［2　略］

3　総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十一で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第四十条の八の八　［略］

第四十条の八の九　［略］

第四十条の八の十　［略］

（公示）

第四十条の八の十一　法第百十六条の八及び第四十条の八の七第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

（電気通信事業の全部の認定の申請）

第四十条の九　法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定（以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一　その電気通信事業に係る業務区域（利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。）について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第四項の届出をしている場合は、様式第三十八の四の申請書

［イ～ハ　同上］

ニ　他事業者が特定接続（専ら異なる単位指定区域間の通信において、特定のパケットについて優先的に通信の交換及び伝送を行うものに限る。ホにおいて同じ。）を行う場合に当該特定接続に関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第十二条第三項の規定を準用する。）

ホ　その他他事業者が特定接続を行う場合の条件

［一の三～十二　同上］

［3　同上］

［新設］

第四十条の八の二～第四十条の八の五　［同上］

（廃止の届出）

第四十条の八の六　［同上］

［2　同上］

3　総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第四十条の八の七　［同上］

第四十条の八の八　［同上］

第四十条の八の九　［同上］

（公示）

第四十条の八の十　法第百十六条の八及び第四十条の八の六第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

（電気通信事業の全部の認定の申請）

第四十条の九　［同上］

一　その電気通信事業に係る業務区域（利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。）について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしている場合は、様式第三十八の四の申請書